

八王子市
中心市街地

空き店舗 改修費 補助金



補助額

上限 **50万円**

※令和7年度(2025年度)予算がなくなり次第終了します。

支援条件

- ◆ 中心市街地にあり、1か月以上利用されていない空き店舗
- ◆ 令和8年3月31日までに工事が完了できること
- ◆ **交付申請前に改修工事を開始していないこと** など

お問い合わせ 八王子市拠点整備部 市街地活性課

TEL:042-620-7305 FAX:042-627-5931 MAIL:b501000@city.hachioji.tokyo.jp

活用事例

CASE1

八王子ブロッサム (飲食)
中町11-8 桑都テラス内



活用内容：内装・設備（電気）

CASE2

Hair Studio passage, (美容室)
子安町4-2-13



活用内容：設備（給排水衛生, 電気, 空調・冷暖房）

CASE3

Enoteca206 (飲食)
中町7-9



活用内容：内装

CASE4

Dia.Coffee (カフェ)
明神町4-2-20



活用内容：内装・建具・設備（給排水衛生, 電気, 空調・冷暖房）

CASE5

綾部工務店 (工務店)
子安町3-5-12



活用内容：建具

CASE6

無人リサイクルショップ Te to Te (リサイクルショップ)
万町37



活用内容：外壁

対象経費

- ◆内装工事費
- ◆建具工事費
- ◆看板設置工事費
- ◆外壁工事費
- ◆住宅分離工事費
- ◆設備（給排水衛生、電気、空調・冷暖房、ガス）工事費
- ◆解体工事費



申請方法

申請には事前相談が必須となるため、市HPから詳細をご覧の上、来庁予約してください。
事前相談後、「八王子市空き店舗改修費補助金交付申請書（第1号様式）」に必要書類を添付し、
八王子市役所5階 市街地活性化課まで提出してください。

市HPはこちら



交付までの大まかな流れ ※期間はあくまで一例です。実際のスケジュールとは異なる場合があります。

